

会議の運営について

旭川市雪対策審議会における会議の公開，傍聴及び会議録の公表に関する取扱いを定めます。前期の取扱いを踏まえた事務局（案）は次のとおりです。

1 会議の公開について

原則公開とし，もし非公開事項が含まれる場合には，事前に協議することとする。

2 傍聴について

- (1) 傍聴者の定員は，5人とする。
- (2) 傍聴の受付時間は，会議開始予定時刻の20分前からとし，開始予定時刻の5分前をもって受付を終了するものとする。
- (3) 傍聴者が定員を超えた場合は先着順とする。
- (4) 傍聴の受付終了後における会場への入場は認めないものとする。
- (5) 傍聴者に別紙「傍聴者のみなさまへのお願い」を配布することとする。
- (6) 報道記者は傍聴者の数に含まないものとするが，傍聴者と同様のルールを適用することとする（但し，別紙「傍聴者のみなさまへのお願い」の「5会議場において撮影，録音その他これらに類する行為をしないでください。」を除く）。

3 会議録

- (1) 原則公表とする。
- (2) 要点記録により作成することとする。
- (3) 発言者の氏名は記載せず，【会長】【委員】と表記することとする。
- (4) 会議に出席の委員全員に送付し，内容の確認を得た上で公表することとする。

<参考>

旭川市市民参加推進条例（抜粋）

（附属機関の会議の公開等）

第13条 附属機関の会議は，これを公開するものとする。ただし，審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

2 附属機関は，前項本文の規定により会議を公開した場合は，会議終了後，速やかに，会議の記録を公表するものとする。ただし，旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

3 会議の公開及び会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は，市の機関が別に定める。

旭川市市民参加推進条例施行規則（抜粋）

（附属機関の会議の傍聴）

第8条 傍聴者は，附属機関の会議の会務を総理する者（以下「会長等」という。）の指示に従い，静穏に傍聴しなければならない。

2 傍聴者は，会長等の許可を受けずに撮影，録音その他これらに類する行為をしてはならない。